

鈴鹿大学短期大学部 鈴友会滋賀県支部会則

第 1 条 本会は、鈴鹿大学短期大学部鈴友会、滋賀県支部と称する。

第 2 条 本会の事務所は、鈴鹿市郡山町、鈴鹿大学短期大学部内に置く。

第 3 条 本会は、母校創立の精神に基づき、会員相互の親睦と教養の向上をはかり、母校の発展を援助する目的とする本部の主旨に準ずる。

第 4 条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 卒業生の親睦と向上をはかる会合の開催
- (2) 母校発展をはかるための後援事業
- (3) その他支部に適切な事業

第 5 条 支部会員は、県内在住のものとする。

第 6 条 支部に次の会員を置く。

- (1) 支 部 長 1 名
- (2) 副支部長 1 名

第 7 条 支部に顧問を置くことができる。顧問は、役員会で適当と認めたものを推薦する。

第 8 条 役員を選出および任務は次の通りとする。

- (1) 支 部 長 支部会員中より総会で選出し、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副支部長 支部会員中より総会で選出し、支部会長を補佐し、支部長事故あるときはその任務を代行する。

第 9 条 役員任期は、4年とする。但し、再選を妨げない。

第 10 条 支部は、4年に1回総会を開き、役員会は随時これを開く。

第 11 条 支部の経費は、本部会計が総括する。

附 則 本会支部会則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

本会支部会則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

本会支部会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。